

一般社団法人 羽生市医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人羽生市医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県羽生市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、北埼玉医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発展、医療の普及、公衆衛生の向上並びに地域福祉の充実を図り、もって社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚及び振興に関する事業
- (2) 医療の普及及び向上に関する事業
- (3) 公衆衛生の啓発指導に関する事業
- (4) 地域の保健・医療・福祉に関する事業
- (5) 医師会相互の連絡調整に関する事業
- (6) 介護老人保健施設に関する事業
- (7) 在宅介護支援センターに関する事業
- (8) 居宅介護支援事業
- (9) 訪問看護ステーションに関する事業
- (10) 短期入所療養介護に関する事業
- (11) 通所リハビリテーションに関する事業
- (12) 訪問リハビリテーションに関する事業
- (13) 通所介護に関する事業
- (14) 会員の相互扶助に関する事業
- (15) その他前条の目的達成のため必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県内において行うものとする。

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) A会員 羽生市内の医療機関等を開設、もしくは管理する医師で、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) B会員 A会員の管理下で勤務している医師で、本会の目的に賛同して入会した者

(3) C会員 医学部卒後5年以内かつ臨床研修未了の医師のうち、本会の目的に賛同して入会した者
2 前項各号の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 3 会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。
- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 羽生市の区域外に就業所及び住所を移動したとき
 - (3) 退会又は死亡
 - (4) 除名
- (入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、理事会の決議を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第10条第4項に基づく総会の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。

(会費、入会金及び負担金)

第8条 会員は、本会所定の会費、入会金及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費、入会金及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の制裁)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損した者

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。この場合において、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、北埼玉医師会に通知しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の任務)

第12条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費、入会金及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 定款の変更に関する事項
- (7) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (8) 理事会が付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第42条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
- (2) 第43条第2項に定める事業報告
- (3) その他必要な会務報告

(開催)

第13条 総会は、定例総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定例総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合、会長は当該請求があった日から6週間以内の日を開催の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会長は、総会の日から2週間前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第15条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、第28条第1項に規定する役員任期の規定を準用する。

(議長及び副議長の職務)

第16条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第17条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第3号に定める会員(C会員)は、議決権を有しないものとする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出することにより、他の会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員を設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち1名を副会長とする。

4 会長、副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合

に随時開催する。

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、理事会の日の1週間前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定例総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定例総会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会において総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解 散）

第45条 本会は、総会において総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第46条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第48条 本会の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第10章 事務局

（事務局）

第49条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補 則

（委 任）

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、次の者とする。
（会 長）新井治男
（副会長）神山善隆
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成28年6月22日より施行する

附 則

この定款は、令和6年6月21日より施行する